

令和8年度人孔蓋・柵蓋緊急修繕工事仕様書

第1章 総則

(一般事項)

第1条 本仕様書は、那覇市上下水道局(以下「発注者」という。)が実施する人孔蓋・柵蓋緊急修繕工事に適用する。

2 受注者は、人孔蓋・柵蓋緊急修繕工事を履行するにあたり関係法令、条例、規則等を遵守しなければならない。

(現場代理人及び主任技術者)

第2条 受注者は修繕工事従事者のうち、次の技術者について届出を行うものとする。これらの者を変更したときも同様とする。

- ① 現場代理人は、工事現場に常駐で配置できること。
- ② 主任技術者は、次のいずれかの資格を有する者とし、令和8年3月1日において配置できること。
 - ・1級土木施工管理技士 ・2級土木施工管理技士(土木に限る)
 - ・1級建設機械施工技士 ・2級建設機械施工技士

なお、主任技術者は、本工事においては非専任で配置することができる。
- ③ 現場代理人は、主任技術者を兼ねることができる。
- ④ 現場代理人及び主任技術者は、受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係があること。
恒常的な雇用関係とは、見積参加資格審査申請の日以前に3か月以上の継続した雇用関係にあることをいう。

第2章 人孔蓋・柵蓋緊急修繕工事

(業務の範囲)

第3条 受注者が行う緊急に対応しなければならない修繕の工事業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 人孔鉄蓋取替工事
- (2) 柵鉄蓋取替工事
- (3) 道路陥没及び舗装の修繕工事

(工事の指令)

第4条 受注者は、那覇市上下水道局下水道課長(以下「下水道課長」という。)又は監督員から工事の指令を受けた場合は、当日又は翌日までに対応しなければならない。

(工事の体制)

第5条 受注者は、下水道施設の緊急修繕工事(以下「工事」という。)に24時間対応できる体制を整えていなければならない。また、緊急用機械器具等一式(ダンプトラック、掘削機械、転圧機械、その他工事に必要な機械器具類)、緊急用資材、材料置場を常時確保(リース可)していなければならない。

- 2 受注者は、工事を速やかに完了させるために必要な修繕工事従事者の配置を行わなければならない。
- 3 受注者は、契約期間中は賠償責任保険、自動車保険、労災保険、法定外労災保険に全て加入していなければならない。

(工事及び関連事項の報告)

第6条 受注者は、修繕工事、その他業務に関連する事項(調整内容や事故、トラブル等)を報告しなければならない。また工事写真、各月請求の内訳書等のデータは発注者の指定する書式で、工事完了後速やかに提出しなければならない。年間を通しての成果品については、年度終了後速やかに提出しなければならない。

(工事用設備及び保安対策)

第7条 受注者は、作業内容に適した機種及び性能の機械器具を使用しなければならない。

- 2 受注者は、工事の施工にあたり、道路管理者又は所轄警察署長の指示に従い必要な標識等を設置し工事による交通の危険防止に努めなければならない。
- 3 受注者は、交通の状況に応じて、交通整理に関して十分な知識を有し、かつ適格な者を交通整理員として配置し、交通の流れを妨げないようにしなければならない。
- 4 受注者は、工事施工中事故が発生した場合は、速やかに必要な措置を講じるとともに、事故発生の原因、措置及び状況を遅滞なく下水道課長に報告しなければならない。

(資材、材料置場)

第8条 受注者は本業務を履行するにあたり、業務の着手時までに材料置場(品質確保ができる倉庫)を確保しなければならない。

- 2 受注者は、工事の指令後速やかに工事が施工できるよう、汚水人孔鉄蓋(T-25 梯子型)、汚水柵鉄蓋(T-25)を1組ずつ保有していなければならない。
- 3 下水道用鉄製マンホール蓋及び防護蓋(公共柵蓋)は、令和7年4月以降に製造されたものを使用しなければならない。

(アスファルト舗装版切断に伴い発生する汚濁水及び粉体の処理)

第9条 舗装切断作業に伴い、切断機械から発生する濁水及び粉体(以下、廃棄物という。)については、廃棄物吸引機能を有する切断機械等により回収するものとする。回収された廃棄物については、関係機関等と協議の上、適正に処理するものとし、必要と認められる経費については変更契約できるものとする。

「適正に処理」するには、「廃棄物処理及び清掃に関する法律」に基づき、産業廃棄物の排出事業者(受注者)が産業廃棄物の処理を委託する際、適正処理のために必要な廃棄物情報(成分性状等)を処理業者に提供することが必要である。なお、工事に際して特別な混入物が無ければ、次のHPに掲載されている濁水及び粉体の分析結果を用いても差し支えない。

<http://pref.okinawa.lg.jp/site/kankyou/seibi/sangyo/asufaruto.html>

なお、受注者は、廃棄物の処理に係る産業廃棄物管理票(マニフェスト)について、発注者から請求があった場合は提示しなければならない。

第3章 積算及び支払い

(積算)

第10条 積算については別紙「人孔蓋・枠蓋緊急修繕工事費算出方法」により算出する。

(支払方法)

第11条 支払方法は月払いとする。

- 2 受注者は工事毎に実施数量を報告し担当職員の点検・確認を受けなければならない。
- 3 発注者は請求を受けた日から30日以内に支払いを行わなければならない。

第4章 その他

(服装及び名札の着用)

第12条 受注者は、工事に従事する作業員に身分を証明する名札や会社名を明示した作業服及び腕章等を常に着用させなければならない。

(暴力団等による不当介入の排除対策)

第13条 受注者(落札者)は、当該工事の施工に当たって「那覇市上下水道局建設工事等からの暴力団排除に関する協定書」(平成23年2月15日締結)に基づき、次に掲げる事項を遵守しなければならない。受注者が違反したことが判明した場合には、発注者は、指名停止等の措置を行うなど、厳正に対処するものとする。

- (1) 暴力団等から不当要求を受けた場合は、毅然と拒否し、その旨を速やかに監督員に報告するとともに、所轄の警察署に届出を行い、捜査上必要な協力をすること。
- (2) 暴力団等から不当要求による被害又は工事妨害を受けた場合は、速やかに監督員に報告するとともに、所轄の警察署に被害届を提出すること。
- (3) 排除対策を講じたにもかかわらず、工期に遅れが生じる恐れがある場合は、速やかに監督員と工程に関する協議を行うこと。
- (4) 下請負業者がある場合は、下請負業者へも「暴力団等による不当介入の排除対策」について指導し、下請負業者が不当介入を受けている場合は、受注者が報告等を行うこと。
- (5) 受注者は、暴力団密接関係者を局発注工事等から排除するため、別紙誓約書兼同意書を

総務課契約検査室へ提出しなければならない。

- (6) 受注者は、当該工事契約等関連の中で、直接の発注者又は雇用者(以下「直近上位発注者」という。)に対し「1次及び2次下請以下の全ての下請負契約者及び日雇労働者は、直近上位発注者に別紙誓約書兼同意書を提出しなければならない」旨の義務を課さなければならない。
- (7) 受注者は、直近上位発注者に対し、別紙誓約書兼同意書を提出しない者と、下請契約等を締結してはならない旨の指導をしなければならない。
- (8) 受注者はその旨、全ての当該工事関連者に周知しなければならない。

(雑則)

第14条 この仕様書の定めにないものについては、「契約書」、「人孔蓋・樹蓋緊急修繕工事費算出方法」等に基づき行うものとするが、これらによる判断が困難な場合は別途協議を行う。